

幼保連携型認定こども園竜王あら川こども園
重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人城西福祉会
事業者の所在地	山梨県甲府市池田一丁目10-30
事業者の連絡先	TEL055-251-9388 Fax055-251-9389
代表者氏名	理事長 坂本幸一

(2) 施設の概要

種別		幼保連携型認定こども園						
名称		竜王あら川こども園						
所在地		山梨県甲斐市西八幡 1 4 7 3 － 1						
連絡先		Tel 055-276-1900 Fax055-276-3636						
施設長		園 長						
開設年月日		（平成 2 8 年 4 月 1 日）						
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	－ 人	－ 人	－ 人	1 5 人			1 5 人
	2 号	－ 人	－ 人	－ 人	6 0 人			6 0 人
	3 号	1 2 人	2 4 人	2 4 人	一人			6 0 人
当園の基本理念・方針		【目的】 運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とする。 【運営方針】 ・「当園」は教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。						

	・「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
--	--

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	2 7 7 1 . 2 1 m ²
	園庭	5 0 0 . 0 0 m ²
園舎	構造	(鉄骨造 2階建て)
	延べ	9 8 6 . 4 5 m ²

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	4 5 . 6 5 m ²
ほふく室	2 室	8 7 . 1 5 m ²
保育室	6 室	2 5 4 . 6 0 m ²
調理室	1 室	3 6 . 5 5 m ²
調乳室	1 室	4 . 2 0 m ²
幼児用トイレ	4 室	5 8 . 7 5 m ²
医務室	1 室	4 . 4 0 m ²
職員室	1 室	3 6 . 0 0 m ²
設備の種類	プール、冷暖房、二階床暖房	

（５）職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	1 7 人	1 7 人	人	

事務職員	1 人	1 人	人	
栄養士	1 人	1 人	人	
調理員	2 人	人	2 人	

※ 当園では、「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成26年10月21日山梨県条例第68号。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

（6）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前10時00分～午後3時00分
預かり保育	保育時間	朝：7時30分～10時00分 夕：3時01分～6時30分
休業日	日曜日・土曜日・祝祭日	
	学年末(3月25日から31日・学年始休業日(4月1日から5日))	
	夏季休業日(7月21日から8月31日)	
	冬季休業日(12月26日から1月7日)	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育(土曜日除く)	保育標準時間	夕：6時31分～7時00分
	保育短時間	朝：7時30分～8時29分 夕：4時31分～7時00分
		但し、土曜日の延長保育は午後6時30分まで
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	保育認定を受けた 0・1・2 歳児クラス利用の方のみ。 子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 （※費用は 3・4・5 歳児クラス利用の方のみ）	（保護者会費）	（1 年当たり）	6,000 円
	（給食費・副食費）※	（1 月当たり）	4,800 円
	（給食費・主食費）※	（1 月当たり）	1,200 円
	（0, 1, 2 歳児オムツ処理代）	（1 月当たり）	400 円
	（教材等）	月末締め翌月支払い	
その他 (注)スイミング教室、体操教室は希望者のみ。	（1 号認定子どもの預かり保育に係る費用）	（30 分毎）	50 円
	（2 号・3 号認定子どもの延長保育に係る費用）	（30 分毎）	50 円
	スイミング教室	入会金	実費
		（1 月当たり）	4,400 円
	体操教室	入会金	7,920 円
		（1 月当たり）	7,700 円

※当園の開園時間は 19 時までとなっておりますが、19 時を過ぎてもお迎えに来られない場合、別途 500 円（30 分毎）の延長保育料をご負担いただきます。

(8) 支払方法

口座振替払い

※現金でのお支払いをご希望される方や口座振替が残高不足などによりできなかった場合、別途手数料として 300 円をご負担いただきます。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

・保育目標

1. 家庭的な雰囲気の中でのびのび過ごす。
2. 基本的な生活習慣を身に付ける。
3. 情緒豊かで思いやりのある心を育てる。

4. 安全に気を付け健康的に過ごす。

・教育目標

1. 人の話をしっかり聞けること
2. しつけの三原則を身につける
3. 健康な体づくり
4. 本を好きな人になる

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理を行い、和食中心のメニューを心掛けています。
- ・栄養配分、旬の食材、果物、行事食を取り入れた献立の提供を行います。
- ・食育活動や食事指導を行い、望ましい食習慣を育てることに努めています。

<アレルギー対応について>

当園は、竜王あら川こども園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・除去食の提供（医師の診断のもと、医師の証明書を提供していただき、完全除去、代替食を提供しています。）

（１０）保育計画(年間)

クラス	保 育 計 画
0 歳児	個々の生活リズムを整えながら、清潔で安全な環境のもとで過ごす。
1 歳児	安定した情緒の中で保育者に親しみをもって過ごす。
2 歳児	生活に必要なことを援助してもらいながら、自分でしようとする。
3 歳児	保育者との信頼関係のもとに安定し、友達と一緒に遊んだり、活動したりすることを楽しむ。
4 歳児	日常生活に必要なルールを守りながら、自分の力で行動し、充実感を味わう。
5 歳児	生活や遊びに意欲をもって友達と一緒に活動する楽しさを味わう。

	・ 1， 2 歳児は動きやすく、脱ぎやすい服装をお願いします。 - ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。 ・ 3， 4， 5 歳児は体操着で登園します。 ④その他ご用意いただくもの ・ 着替え ・ パジャマズボン（1， 2， 3， 4 歳児） ・ お昼寝用のタオルと上掛け用のタオルケットや毛布 ・ 上履き（2 歳児 3 月頃から）、上履き袋 ・ 鉛筆、筆箱（2 歳児 1 月頃から） （2）登園・降園について ①登園について ・ 9 時までに登園してください。 ※0， 1 歳児は過ぎても構いません ・ 気になること、体調の事などありましたら、お伝えください。 ②降園について ・ その日にあったこと、伝達事項をお話しします。 ・ 午後 5 時 30 分以降は合同保育をしています。 （3）保育園と保護者との連携について 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。 コドモンは保護者の方との大切なコミュニケーションの手段のひとつです。毎日入力、確認をお願いします。 （4）健康診断、健康管理について ①健康診断 定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。
--	---

内科健診	全園児	年 2 回	
歯科健診	全園児	年 2 回	
尿検査	全園児	年 2 回	等

②健康管理、病気のときの対応

- ・保育園は健康児を保育することが前提です。登園に際して、健康状態のすぐれないお子様はお預りできない場合があります。
- ・朝の体温が平熱を超えている場合は、登園を控えてもらいます。
- ・発熱（37.5度以上または平熱より1度以上）、発病等認めた場合は、すみやかにお迎えをお願いします。
- ・感染症の病気にかかったら他の園児のため登園を控えてもらいます。回復後登園する場合は医師の意見書または保護者の登園届を提出してください。
- ・持病（熱性けいれん・ぜんそく・アトピー等）がある場合は、入園時に申し出てください。
- ・園での投薬について、薬を飲み始める日に薬の連絡票に記入し、病院の処方箋と一緒に、必ず担任または他の職員に手渡して確認を取ってください。シロップは一回分を別の容器に入れて、粉薬は袋に名前、日付、食前・食後の別など、いつ飲むのかを書いてください。薬が何種類もある時は、全てに記入してください。

（５）感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・発生した場合はお知らせを配布し、病気の特徴や予防方法を周知します。
- ・年４回の保健だよりを発行し、保護者へ情報提供を行います。

（６）障害児保育について

	・個別指導計画の作成 … 年間指導計画・月間指導計画 ・共通理解 … 担当保育教諭だけでなく、園全体で、その子の発達状況を理解して、関わるようにしています。 ・個別面談 … 気付いたこと、出来た事、今後の課題などについて保護者と連携を取っています。 (7) 医療的ケアが必要な園児の保育について ・医療機関と園が情報を共有できるようにしています。 ・支援相談機関との連携 園での様子を見てもらい、援助や対応方法のアドバイスを受けて今後の保育に活用しています。
--	--

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	(名称) 三井小児科医院
医院長名	(氏名) 三井昌彦
所在地	(所在地) 甲斐市西八幡 1 3 3 8 - 1
電話番号	(電話番号) 055-278-2555

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	(名称) くぼた歯科クリニック
医院長名	(氏名) 窪田強
所在地	(所在地) 甲斐市篠原 2 1 9 1 - 1
電話番号	(電話番号) 055-287-8241

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。
--

【管轄する消防署】

消防署名	(消防署名) 甲府西消防署
所在地	(所在地) 甲斐市竜王 3 3 1 4
電話番号	(電話番号) 055-276-3825

【管轄する警察署】

警察署名	(警察署名) 甲斐警察署
所在地	(所在地) 甲斐市志田 670
電話番号	(電話番号) 0551-20-0110

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	園 長
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。 総合防災訓練 (引渡し訓練)、避難訓練 (地震・火災)、A E D 講習
防災設備	消火器、誘導灯、非常警報装置、自動火災報知機、ガス漏れ報知器、 非常用電源 等
避難場所	竜王南部公民館
緊急時の連絡手段	災害時でメールが出来ない場合は災害伝言ダイヤル 171 を活用します。

(1 6) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(担当) 主任	(職名) 主任
相談・苦情解決責任者	(氏名) 園長	(職名) 園長
第三者委員	(氏名) 中川則昭	(電話番号) 055-252-2913
		(役職、所属等) 会社役員
	(氏名) 土橋幹夫	(電話番号) 055-255-1000
		(役職、所属等) 会社役員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(名称等) 全国私立保育園連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険の内容	(内容) 保育園賠償責任保険
保険金額	(金額) ・施設賠償責任保険 対人：1名10億円まで／1事故10億円まで 対物：1事故1000万円まで ・生産物賠償責任保険 対人：1名10億円まで／1事故10億円まで 対物：1事故保険期間中1000万円まで

(18) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) 虐待防止のための措置及び虐待発生時の対応

虐待防止のための措置	園児の人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待行為の禁止、虐待防止や人権に関する職員研修の実施、ポスター掲示・チラシ配布等による啓発など児童虐待防止に必要な措置を講じます。
虐待発生時の対応	職員又は養育者による園児への虐待を発見した場合（疑いを含む）、児童虐待防止等に関する法律の定めに従い、甲斐市・児童相談所等適切な機関に通報するとともに、関係機関との連携により児童の安全確保の措置を講じます。

(20) 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価

実施方法：年一回

公表方法：園内に掲示

（２１）地域の育児支援について

平成３１年４月から幼保連携型認定こども園として子育て支援事業を行っております。希望者への子育て相談を実施しております。

（２２）その他保護者に説明すべき事項

当園では台風や地震などの災害が発生した場合、やむを得ず休園する場合もあります。保育園は小さなお子様をお預りする施設で、小さなお子様は、災害時には自力で避難することができない災害弱者であります。

台風などがあらかじめ予測できることに対しては、早めに休園の可能性があることをご家庭にお伝えし、保護者の方が早めに対応できる等の配慮を行う、タイムライン防災（事前防災行動計画）を実施します。